

記載要領等

事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の再計算免除申請書

《使用目的》

この申請書は、特例事業受贈者・相続人等について、民事再生法の規定による再生計画の認可の決定等があった場合において、その特例事業受贈者・相続人等の有する資産につき評定が行われたことなど、この申請書の「1 この申請に係る事由の別」の①又は②に掲げる事由（以下「申請事由」といいます。）のいずれかの事実が生じたことにより、認可の決定等があった日（以下「認可決定日」といいます。）における価額に基づき納税猶予分の贈与税額又は相続税額の再計算をし、免除申請を行うときに使用してください。

なお、この申請を行う場合には、申請事由に係る認可決定日から2か月以内（その認可決定日から2か月以内に特例事業受贈者・相続人等が死亡した場合には、特例事業受贈者・相続人等の相続人（包括受遺者を含みます。）が特例事業受贈者・相続人等の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6か月以内）に、この申請書に次の1又は2の場合に応じ、それぞれ次に掲げる書類を添付して提出する必要があります。

- （注） 特例事業受贈者・相続人等が承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けている場合には、「現物出資に係る事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の再計算免除申請書」を使用してください。

《添付書類》

- 1 民事再生法の規定による再生計画の認可の決定があった場合（申請事由の①に該当する場合）
 - (1) 特例事業受贈者・相続人等に係る再生計画（租税特別措置法第70条の6の8第16項第1号又は第70条の6の10第17項第1号に規定するものに限り、以下同じです。）の写し及びその再生計画の認可の決定があったことを証する書類
 - (2) 特例事業受贈者・相続人等の有する資産及び負債につき租税特別措置法施行令第40条の7の8第36項第1号に規定する評定に基づいて作成された貸借対照表
 - (3) 「特例（受贈）事業用資産に係る認可決定日における価額の明細（再計算免除用）」
- 2 租税特別措置法施行令第40条の7の8第34項に定める法人税法施行令第24条の2第1項に規定する事実が生じた場合（申請事由の②に該当する場合）
 - (1) 特例事業受贈者・相続人等に係る租税特別措置法第70条の6の8第16項第1号又は第70条の6の10第17項第1号に規定する債務処理計画（以下「債務処理計画」といいます。）の写し及びその債務処理計画が成立したことを証する書類
 - (2) (1)の債務処理計画に係る債務者である特例事業受贈者・相続人等及び債権者以外の者で、当該債務処理計画について利害関係を有しないもののうち、債務処理に関する専門的な知識経験を有すると認められる者（租税特別措置法第23条の8の8第29項第2号ロによる読替後の法人税法施行規則第8条の6第1項第1号）が作成した書類で(1)の債務処理計画が租税特別措置法施行令第40条の7の8第34項に規定するものである旨を証するもの
 - (3) 「特例（受贈）事業用資産に係る認可決定日における価額の明細（再計算免除用）」

- （注1） 「再計算猶予中贈与税・相続税額」とは、特例（受贈）事業用資産の認可決定日における価額を、租税特別措置法第70条の6の8第1項又は第70条の6の10第1項の規定の適用に係る贈与又は相続により取得をしたその特例（受贈）事業用資産のその贈与又は相続の時における贈与税又は相続税の額とみなして再計算をした金額をいいます。

- （注2） 「必要経費不算入対価等」とは、認可決定日以前5年以内において特例事業受贈者・相続人等と租税特別措置法第70条の6の8第2項第4号ハに規定する特別の関係がある者が特例事業受贈者・相続人等から支払を受けた対価又は給与の金額であって、所得税法第56条又は第57条の規定により、その事業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの以外のものをいいます。

<事業用資産についての納税猶予の贈与税・相続税の再計算免除申請書 記載要領等>

す。

なお、必要経費不算入対価等の計算については、「必要経費不算入対価等の明細書」を使用し、当該明細書をこの申請書に添付して提出してください。

また、「必要経費不算入対価等の合計額」に該当するものがある場合には、猶予中贈与税・相続税額のうちその「必要経費不算入対価等の合計額」に相当する金額の贈与税又は相続税を納付しなければなりません。